

杉並区地域防災計画（令和6年修正）（案）に対する区民等の意見全文

※ 提出された意見について、個人情報などを除き、原則として全文を掲載しています。

No.	意見
1	<p>震災救援所の開設について 女性やマイノリティーの方たちを配慮したトイレや空間の確保、女性をリーダーに置くなどの対策はとて面白いと思います。ただ、受け入れ基準を居室3.3㎡あたり概ね2人としてますが、どのような空間を確保する予定であるのかがわかりません。今回の能登大震災での避難所の様子を見てびっくりしました。体育館などの広い空間に過去の震災時と同じように、プライベートのない場で座ったり寝転がってる状況がいまだに繰り返されていました。少なくとも家族単位や希望する単位でのプライベートが尊重される空間を作ることが必要だと思います。寒さ対策にもなるダンボールベッドなど、ゆとりを持って寝られることも大事です。カーテンや段ボールでの仕切り、テントの設置など海外例も参考に、日本でもいろいろアイデアを出して作ってる方がいます。プライベート空間の確保をぜひお願いします。</p>
2	<p>日本の場合、いつも体育館で雑魚寝、という映像がテレビなどでながれてきますが、これではプライバシーがありません。各家族ごとにパーテーションなどで囲って、プライバシーの確保は必須かと思います。 海外の報道で日本の企業からのもので、ダンボールのポールに布で仕切りをしていたものがありました。 季節によって、冬はダンボールの家やテントなどにし、夏は布などを利用するとよいかと思います。 いい加減、雑魚寝は無しにしたいです。</p>
3	<p>当該計画に地域の中での共助の考え方を広め、いざという緊急時に活動できる地域コミュニティづくりを促進する支援のしくみをつくることを加筆する。 ・高円寺北1丁目には町会会館がないので、常日頃からの寄り合い場所として、高円寺学園の開放会議室を活用できることを積極的にすすめることを加筆する。（現行では生徒増にともなう教室不足を理由に開放会議室が地域に開放されていない） ・地域コミュニティの形成に必要な不可欠な集会所を施設再編整備で手薄になってしまったことについて検証して、地域コミュニティの形成を支援する方向に舵を切り替えることを加筆する。</p>
4	<p>提案された当該計画では、学校での実験中の出火防止を止めることは校長に指導にかかっている。しかし校長、学校に不測の事態が起きるも想定できることから、住民の避難所となる体育館が実験用具の保管場所と一体の建物となっている高円寺学園等の危険性については、日ごろから住民に明らかにするよう、地域防災計画の記述を改める。 ・避難中に余震等で避難場所への影響について問題がないかどうかについて公の責任として明確に記述する。 ・高円寺学園のプールによる水の階下への影響について問題がないかどうかについて公の責任として明確に記述する。</p>
5	<p>○提案されている地域防災計画の震災編の記述のままでは、震災直後の出火が防止できるかどうかは住民による自助努力（事業所を含）にかかっていることになる。しかも、その弱点を補うものが消防団による住民への呼びかけにすぎない。いったん出火すれば延焼を防ぐことは容易ではないので、これまでの当該計画では震災直後の出火防止策が弱かったことについて記述して、改訂版では拡充することを宣言する。 さらに出火をおさえる具体的項目として、地域防災計画に以下の点について補足する。 ・不燃化改修の進捗状況について丁目ごとに分かるようにする。 ・不燃化改修が進むような助成制度の拡充をすすめる。 ・耐震改修の進捗状況について丁目ごとに分かるようにする。 ・冬季中、暖房器具に灯油を使用中の住宅について、その補完場所、保管容器について出火抑制策を示す。 ・感震ブレーカー設置の進捗状況について丁目ごとに分かるようにする。</p> <p>○提案されている当該計画のままでは、延焼防止の課題として都市計画道路の整備など延焼遮断帯の形成などについて記述している。しかし、その考え方には重大な弱点がある。それは、いったん出火したら延焼遮断帯内部では火災が広がり住民は命の危機にさらされることへの対策が手薄になっていることである。いったん出火すれば「道路による延焼遮断」効果はほぼなく、延焼を防止することは容易ではない。そこでこれまでの計画ではこうした弱点があったことを加筆し、改訂版では対策の重点を出火防止策にシフトするような改定がすることを記述する。</p>

6	<p>大震災が起こった場合は現在区民の人口の何日分の水、食料、簡易トイレの備蓄があるのですか。以前近所の防災倉庫を見学した際にとっても十分な量とは思えなかったのが、早急に増やしてほしいです。また、体育館以外の避難場所や、発電機、段ボールベッド等、その他の被災生活に必要なものを確保していただきたいです。木造住宅密集、狭あい道路が多いことから火災のリスクがかなり高いと考えるので、道路の拡幅、セットバック促進をしていただきたいです。</p>
7	<p>避難に関するページやpdfがありすぎて自分に関係がある情報が探せません。</p> <p>自分が住んでる地区から水害、地震、火事のときにどこの避難すればいいかの情報を探したいです。どこを見れば良いのでしょうか？</p>
8	<p>災害時要配慮者の生活環境の充実 妊産婦、乳幼児親子の避難場所として まずは「ゆう杉」を検討して欲しい。 また、女性専用の避難場所としても活用して欲しい。 「ゆう杉」に女性専用備品の備蓄をして、発災時には、産婦人科医、小児科医を派遣出来る仕組みが欲しい。 ゆくゆくは「子育てプラザ」や「児童館」にも広げて欲しい。</p>
9	<p>表記計画は多面的かつ精緻に定められていると評価。 しかしながら、大震災発生時の態勢について、区や都に確認すると計画内容の把握および実務分担や具体策の理解が常態的に維持されていないのが実情。 このため区長としては、杉並区防災対策条例に定める区の責務を出来るだけ実行可能にするため、関係部署（区組織条例、規則）を中心とした現況機能状態を把握する手段を継続的に確立しておく要。</p> <p>放置されている計画不能の一例は次のとおり。 同計画（第9章、第1節、2飲料水の供給）によると、都と役割分担の上、災害時給水ステーション等を活用して応急給水活動を実施するとしているが、広域避難場所の中心にある「杉並浄水所」は2016年12月以降停止されている。 平常時に総体として十分な水量が確保されていても、大震災時（都想定断水率、25～26%）において保証される給水確保量は諸般の制約から地域によって大きく削減されるとの都の見解（水道局浄水部、給水部、総務部）。</p> <p>以前、同浄水所の復活要請について区に提言したところ、「十分な水量を確保している、岸本区長は都に対し要請するまでもないとの上意、都の施設であるため都民が要望すればよい、以後この案件は受付けない」（区防災課）との回答。</p> <p>本件に関しては災害対策基本法に基づき都・区が一体となって計画実施する法制（都・区地域防災計画）となっていることから、区長は東京都に対し「耐震基準を満たした給水所に復活」するよう連絡調整するのが基本的責務（杉並区防災対策条例、第2章、第1節、第4条）。</p> <p>以上</p>
10	<p>震災・風水害編（総則・予防対策） P212、213 トイレ対策 避難所に計画備蓄また公園や区の施設等にも備蓄とあるが、平均的トイレ使用回数1日5回の想定は少ないと思います。高齢者はもっと多いです。 入浴についてはわかりませんが備えは必要です。</p> <p>（応急・復旧対策）P161 炊き出し およそ4日目以降とありますが、1日でも早く実施できるよう対策をお願いします。 自助、共助とありましたが行政と民間の連係が大切です。</p>